

社会福祉法人 希望会
役員、評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人希望会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、法人定款第5条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常務理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間200万円以内とする。

- 2 法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 理事長の報酬は月額とし、別表1に定める額とする。
- 4 法人の職員を兼務する常務理事の給与等については、職員給与規程等に定める規定の例による。
- 5 非常勤の役員に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 6 評議員に対する報酬は、別表3に定める額とする。

(理事長の勤務形態)

第5条 理事長は、原則として毎週月曜日（祝祭日に当たる場合は翌日）に出勤し、法人及び施設の運営のための業務を遂行するものとする。

(費用弁償)

第6条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員が職務のため出張した場合には、社会福祉法人希望会旅費及び費用弁償規

程に基づき、旅費を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第7条 理事長に対する報酬の支給は、その全額を本人の指定する金融機関口座に振り込む方法で支払うこととし、支給日は翌月の5日とする。なお、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、その前日に支払うものとする。

2 理事長が中途退任等の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、その事由の発生した月までの報酬を支給する。

3 理事長以外の非常勤の理事、監事及び評議員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度現金で支給する。ただし、金融機関口座に振り込むよう申出があつた場合は、口座振り込みにより支払うことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金等を控除して支給する。

(第三者委員への準用)

第8条 苦情解決事業及び入所検討委員会における第三者委員に対する報酬の額は、第4条第5項の規定を準用する。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人希望会役員報酬に関する規程(平成14年4月1日施行)は、これを廃止する。

この規程は、平成30年6月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表 1

役職名	役員報酬
理事長	月額 7 万円

別表 2

	職務内容	報酬の額
理事	理事会への出席等	1 回当たり 6 千円
監事	理事会、監事監査への出席等	1 回当たり 6 千円

別表 3

	職務内容	報酬の額
評議員	評議員会への出席等	1 回当たり 8 千円